

「よみがえれ！宇都宮城」市民の会 会則

(名 称)

第1条 この会の名称は、「よみがえれ！宇都宮城」市民の会（以下、「市民の会」という。）とする。

(目 的)

第2条 市民の会は、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 一部復元された宇都宮城を活用して、様々な事業を実施し、市民の郷土への愛着や誇りを醸成すること
- (2) 様々な事業を通じて、宇都宮城の更なる復元に向けた市民の気運を醸成すること

(組 織)

第3条 市民の会は、前条の目的に賛同する団体及び個人からなる会員をもって組織する。

(会 員)

第4条 前条でいう会員は、正会員、賛助会員及び特別会員によって構成される。

- 2 正会員とは、第2条の目的に賛同し、第16条に定める年会費を支払った団体及び個人をいう。
- 3 賛助会員とは、第2条の目的に賛同する団体及び個人をいう。
- 4 特別会員とは、会の発展及び事業活動に貢献するとして、第11条に定める理事会において協議の上、会長が委嘱した団体及び個人をいう。

(事 業)

第5条 市民の会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 市民参加促進事業
- (2) 広報宣伝事業
- (3) 募金活動事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(役 員)

第6条 市民の会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名

- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 役員は総会で選任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、市民の会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは予め会長が定める順序に従いその職務を代理する。

3 監事は、会計の監査を行う。

(任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員は、任期満了日後であっても、次期役員が選任されるまでの間は、その職務を行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、欠員が生じた場合における補欠役員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会議)

第9条 市民の会の会議は、総会及び理事会とする。

2 会議は会長が召集し、会議の議長は会長があたる。

(総会)

第10条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、正会員をもって構成する。また通常総会は毎年1回開催し、臨時総会は必要に応じ会長が召集する。

2 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 会則の改廃に関する事項
- (2) 事業計画並びに予算及び決算に関する事項
- (3) その他市民の会の運営に関する重要な事項

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。

2 理事会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 会務の運営と執行に関し、特に協議を必要とする事項

(3) その他会長が必要と認める事項

(議 決)

第 12 条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(委員会)

第 13 条 会長は、特に必要があるときは、特定事業を推進する委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 3 委員会には、委員長、副委員長、委員を置き、会長が委嘱する。

(宇都宮城愛護会)

第 14 条 市民の会に、第 2 条の目的に賛同し、市民の会が主催する事業のスタッフ活動や自主的なボランティア活動を行う宇都宮城愛護会(以下、「愛護会」という。)を置く。

- 2 愛護会には、随時、自己の申込みにより加入することができる。
- 3 愛護会は、事業を企画し、その総意により委員会に提案することができる。
- 4 愛護会員は、委員会に参加することができる。

(事務局)

第 15 条 市民の会の事務を処理するため、事務局を宇都宮まちづくり推進機構内に置く。

(経 費)

第 16 条 市民の会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(年会費)

第 17 条 正会員の年会費は、年額一口 1,000 円とし、次に定める口数を納めるものとする。

(1) 団体会員 3 口以上

(2) 個人会員 1 口以上

- 2 既納会費の払戻しはしない。

(会計年度)

第 18 条 市民の会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日をもって終わる。

(名誉会長等)

第 19 条 この市民の会には、名誉会長等を置くことができる。

2 名誉会長等は、理事会で協議の上、会長が委嘱する。

(補 則)

第 20 条 この会則に定めるもののほか、市民の会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成 14 年 6 月 15 日から施行する。

この会則は、平成 22 年 4 月 24 日から施行する。

この会則は、平成 24 年 4 月 27 日から施行する。

この会則は、平成 26 年 4 月 25 日から施行する。

「よみがえれ！宇都宮城」市民の会組織図

